

第102回安来市議会定例会 3月定例会議

提出議案等概要説明書

今議会に提出する議案 46件
(議決案件44件、同意案件1件、諮問案件1件)

■ 3月1日提出議案

【議決案件】 条例案件 20件

議第34号 安来市広域生活バス運行事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

広域生活バスの「観光ループバス」路線を運休していたが、代替交通（宇賀荘あいのりタクシー）の継続運行により、運行再開の必要性が無くなったことから路線の廃止をすることとなったため所要の改正を行うもの。

議第35号 安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について

地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となったため、条例3件について所要の改正を行うもの。①安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、②安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、③安来市職員の育児休業等に関する条例

議第36号 安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

非常勤職員の報酬額は定額としているが、その任により職務形態が違うことから、職務にあった報酬額とする改正と、投票管理者又は投票立会人の交替制を採用する場合、選任する時間に応じた報酬額を定める改正を行うもの。

議第37号 安来市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について

行政財産使用料の額は、年額又は月額としているが、近年は1月に満たない期間の利用が増えている。この場合も1月分の利用料を徴収しており、利用期間に対して高額となってしまうことから、日額を定める改正を行うもの。

議第 38 号 安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

議第 39 号 安来市避難行動要支援者名簿に関する条例制定について

避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への情報の提供に関し必要な事項を定めるもの。

議第 40 号 安来市地域支え合い活動の推進に関する条例及び安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

新たに「安来市避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定するに当たって、別名簿である見守り名簿の対象者を「70歳以上の者のみの世帯に属する者」のみとする改正を行うもの。併せて、マイナンバーの独自利用についても

議第 41 号 安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

デジタル社会の形成を図るため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたため、所要の改正を行うもの。

議第 42 号 安来市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険の3年間の総給付費を算出し、第1号被保険者の保険料段階及び保険料率を改正するもの。

議第 43 号 安来市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

国の基準が改正されたため、準拠している市の基準条例4件について改正するもの。①安来市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、②安来市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、③安来市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、④安来市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

議第 4 4 号 安来市診療所条例の一部を改正する条例制定について

安田診療所の診療が終了したため、安田診療所を条例から削除するもの。

議第 4 5 号 安来市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

企業立地について、単発的な投資で終わらず、地元に根付いた企業として継続的な投資・雇用を生み出すために、主にランニングコストに対する助成内容を拡充し長期的な支援を行うため改正するもの。

議第 4 6 号 安来市学習訓練センター条例の一部を改正する条例制定について

学習訓練センターの一部を貸事務所として活用できるようにするため、所要の改正を行うもの。

議第 4 7 号 安来市上の台緑の村条例を廃止する条例制定について

「上の台緑の村トライアル事業」を公募型プロポーザル方式により実施し、当該施設に係る条例等を廃止し、施設を普通財産として位置付け、当該施設の柔軟かつ多様な利活用の試行を図るため、改正するもの。

議第 4 8 号 安来市駐車場条例の一部を改正する条例制定について

民間事業者に土地を貸し出し、事業者の創意工夫が発揮されるような駐車場運営ができるよう、東小路駐車場の行政財産の用途廃止をするため、改正するもの。

議第 4 9 号 安来市風致地区条例の一部を改正する条例制定について

漁港漁場整備法の一部改正により、法律名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正されたため、引用条文を改正するもの。

議第 5 0 号 安来市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

「安来市生活排水処理事業特別会計」が公営企業会計（下水道事業会計）に統合されることから、所要の改正を行うもの。

議第 5 1 号 安来市水道事業給水条例及び安来市水道法施行条例の一部を改正する条例制定について

厚生労働省が所管する水道行政について、令和 6 年 4 月 1 日から国土交通省と環境省に移管されるため、所要の改正を行うもの。

議第 5 2 号 安来市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

地方分権推進計画に基づき、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

議第 5 3 号 安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、法律別表第 4 イ公安職俸給表（一）が改定されることに伴い、所要の改正を行うもの。

【議決案件】市道路線 2 件

議第 5 4 号 市道路線の認定について

市道新設工事に伴い、高留鼻 1 号線の認定を行うもの。

議第 5 5 号 市道路線の変更について

宅地開発行為等に伴い、東中津 15 号線外 4 本の変更を行うもの。

【議決案件】協議 2 件

議第 5 6 号 区域外における公の施設の設置に関する協議について

米子市内を運行する一部の安来市広域生活バス路線経路に、鳥取大学病院を加えることについて、地方自治法第 244 条の 3 第 1 項により、バス路線の協議を米子市と行う事について議決を求めるもの。

議第 5 7 号 区域外における公の施設の廃止に関する協議について

南部町営バスが安来市内の路線を廃止する事について、地方自治法第 244 条の 3 第 1 項により、バス路線の廃止協議を南部町と行う事について議決を求めるもの。

【議決案件】予算案件 20 件

議第 5 8 号 令和 5 年度安来市一般会計補正予算（第 1 1 号）

補正額	△260,000 千円
補正後予算額	27,635,697 千円
繰越明許費	11 件の追加
債務負担行為の補正	1 件の追加
地方債の補正	24,900 千円の増額

【歳入】

・市税	△25,800 千円
・地方譲与税	△10,940 千円
・利子割交付金	△677 千円
・配当割交付金	△4,000 千円
・地方消費税交付金	△37,200 千円
・地方特例交付金	1,720 千円
・地方交付税	115,781 千円
・分担金及び負担金	△2,790 千円
・使用料及び手数料	△11,729 千円
・国庫支出金	△61,286 千円
・県支出金	△172,984 千円
・財産収入	10,753 千円
・寄付金	1,000 千円
・繰入金	△167,000 千円
・繰越金	109,832 千円
・諸収入	△29,580 千円
・市債	24,900 千円

【主な歳出】

・切川地区工業用地造成調査事業	債務負担行為
・氏名の振り仮名法制化対応システム改修事業	2,783 千円
・障がい者総合支援事業	67,617 千円
・診療所運営事業	3,300 千円
・企業会計負担金費(病院事業)	37,211 千円
・有害鳥獣駆除事業	1,394 千円
・県営農業農村整備事業	21,037 千円
・農村整備事業(計画策定等事業)	3,350 千円
・原代宮内線道路改良事業	7,550 千円
・基金積立金	359,368 千円

議第59号 令和5年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

補正額	68,218 千円
補正後予算額	4,110,267 千円

議第60号 令和5年度安来市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

補正額	△1,500 千円
補正後予算額	1,248,423 千円

議第61号 令和5年度安来市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

補正額	△48,622 千円
補正後予算額	5,548,000 千円

議第 6 2 号 令和 5 年度安来市電気事業特別会計補正予算（第 4 号）

補正額	△318,400 千円
補正後予算額	252,309 千円

議第 6 3 号 令和 5 年度安来市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）

補正額	△54,814 千円
補正後予算額	860,367 千円

議第 6 4 号 令和 5 年度安来市水道事業会計補正予算（第 4 号）

水道事業収益	補正額	△3,983 千円
	補正後予算額	1,062,359 千円
水道事業費用	補正額	△7,954 千円
	補正後予算額	1,087,047 千円
資本的收入	補正額	12,615 千円
	補正後予算額	474,598 千円
資本の支出	補正額	△20,000 千円
	補正後予算額	858,349 千円

議第 6 5 号 令和 5 年度安来市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

下水道事業収益	補正額	△4,093 千円
	補正後予算額	1,068,780 千円
下水道事業費用	補正額	△1,337 千円
	補正後予算額	1,018,131 千円
資本的收入	補正額	△92,345 千円
	補正後予算額	1,329,275 千円
資本の支出	補正額	△90,097 千円
	補正後予算額	1,768,462 千円

議第 6 6 号 令和 5 年度安来市病院事業会計補正予算（第 2 号）

病院事業収益	補正額	△6,719 千円
	補正後予算額	2,650,518 千円
病院事業費用	補正額	△77,810 千円
	補正後予算額	2,618,568 千円
資本的收入	補正額	3,630 千円
	補正後予算額	294,859 千円
資本の支出	補正額	3,630 千円
	補正後予算額	436,148 千円

議第 6 7 号 令和 6 年度安来市一般会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 27,070,000 千円（前年度当初予算額 26,150,000 千円）と定めるもの。また、債務負担行為、地方債の限度額等及び一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 6 8 号 令和 6 年度安来市国民健康保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,605,000 千円（前年度当初予算額 3,917,000 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 6 9 号 令和 6 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,325,000 千円（前年度当初予算額 1,212,000 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 7 0 号 令和 6 年度安来市介護保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5,254,000 千円（前年度当初予算額 5,244,000 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 7 1 号 令和 6 年度安来市電気事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 482,600 千円（前年度当初予算額 567,700 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

議第 7 2 号 令和 6 年度母里財産区特別会計予算

議第 7 3 号 令和 6 年度井尻財産区特別会計予算

議第 7 4 号 令和 6 年度赤屋財産区特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ母里財産区については 870 千円（前年度当初予算額 620 千円）に、井尻財産区については 170 千円（前年度当初予算額 170 千円）に、赤屋財産区については 140 千円（前年度当初予算額 170 千円）と定めるもの。

議第 7 5 号 令和 6 年度安来市水道事業会計予算

収益的収入予定額を 1,074,485 千円、収益的支出予算額を 1,116,811 千円に、また資本的収入予定額を 549,094 千円、資本的支出予定額を 971,693 千円と定めるもの。

議第76号 令和6年度安来市下水道事業会計予算

収益的収入予定額を1,802,396千円、収益的支出予算額を1,771,645千円に、また資本的収入予定額を1,708,752千円、資本的支出予定額を2,292,088千円と定めるもの。

議第77号 令和6年度安来市病院事業会計予算

収益的収入予算総額を2,620,102千円、収益的支出予算総額を2,635,108千円に、また資本的収入予算総額を313,100千円、資本的支出予算総額を503,982千円と定めるもの。

■議案その2（定例会議最終日に提出予定）

【同意案件】 1件

- ・安来市教育委員会委員の任命について

【諮問案件】 1件

- ・人権擁護委員候補者の推薦について